

福岡県歯科保険医協会規則

第1章 名 称

第1条 本会は福岡県歯科保険医協会と称し事務所を福岡市におく。

第2章 目的と事業

第2条 本会は国民の歯科医療の充実と向上をはかると共に、保険医の生活を守り、保険医の権利を獲得することを目的とする。

第3条 本会は前記の目標を達成するため、下記の事業を行う。

- 1 社会保険医療を中心として、その他関連医療制度に関する調査・研究
- 2 研究会、講習会の開催、及び講師の斡旋
- 3 保険医療に必要な相談事項の整理
- 4 機関紙、誌の発行と普及
- 5 福祉活動
- 6 その他必要と認める事業

第3章 会 員

第4条 歯科保険医で、本会の規則を承認し、所定の入会金、会費を納める者を会員とする。

第5条 本会に入会を希望するものは、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとする。

1. 入会は、理事会において承認するものとする。
2. ただし、以下に該当する場合は入会を認めないことができる。
 - (1) 反社会的勢力との関わりがあると認められる場合
 - (2) 本会の運営に著しく支障を来す恐れがある場合
 - (3) 入会金、会費が期日までに未納の場合
 - (4) その他、正当な事由がある場合

第6条 下記の者を準会員及び協力会員とする。

1. 準会員
本会の活動に協力するものは準会員とする。
準会員は協会の事業に参加することができる。
2. 協力会員
会員に準じて、本会の事業に参加する、参加協力する者は協力会員とする。

第7条 本会を退会しようとする者は理由を記し退会届を提出すればよい。ただし、第5条の2に該当する場合は、理事会ではかり当該会員の退会手続きを行うことができる。

第8条 会員、準会員、協力会員の議決権等

- 1 会員は規則を守って本会の催す各種の会合に出席し、自由に意見をのべ、本会の諸施設を利用することができる。また会員は、規則に従い役員を選挙し、選挙

される権利がある。

- 2 準会員及び協力会員は本会の事業に参加することができるが、議決権はもたない。
準会員及び協力会員の会費は徴収しない。

第4章 役 員

第9条 本会は次の役員をおく。

会 長 1名
副会長 6名以内
理 事 30名以内
(但し、会長、副会長を含む)
監 事 2名

第10条 役員は第2条に従い会務を執行しなければならない。

第11条 本会の役員は次の通り選出する。

- 1 本会の役員は総会において選出する。選出方法は別に定める。
- 2 役員の補充は理事会で行うことができる。ただし、次期総会に報告し承認を得る。

第12条 会長は理事会の議長となり、また本会の代表者となり会務全般に責務を負う。

第13条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。

第14条 理事は諸専門部を担当すると共に、事務局を指揮し、日常の事務処理を執行する。
専門部については、第6章に規定する。

第15条 監事は本会の資産及び会計を監査する。監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

第16条 役員に欠員が生じた時は、補充することができる。

第17条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。任期を満了しても後任者が職務を行うまでは、その職務を行わなければならない。

第18条 役員が第10条の規定に従わない場合は、理事会の議決（出席者の3分の2の賛成を要する）により、理事会への出席を停止することができる。
なお、当該役員に対する弁明の機会を与えるものとする。

第19条 本会に顧問を置くことができる。但し総会の承認を要する。

第5章 会 議

- 第20条 本会に会議をおく。
総 会
理事会
- 第21条 会議の議決は、出席者の多数決によるが可否同数の時は、議長が決める。
- 第22条 総会は本会の最高議決機関であり、定期総会は毎年1回5月に開き、臨時総会は理事会が必要と認めた時、あるいは会員の5分の1以上の要求があるときは開かねばならない。総会の議長は理事会で2名を推薦する。
- 第23条 総会では次の事項を行なう。
1 会務報告の審議決定
2 規則の修正変更。但し出席会員の3分の2以上の賛成を要する
3 活動方針の審議決定
4 決算ならびに予算の審議決定
5 その他重要事項の審議決定
- 第24条 総会の期日、場所等は理事会で決定する。
- 第25条 理事会は本会の執行機関であり、会長、副会長、理事で構成する。
- 第26条 理事会は毎月1回以上開き、その他必要と認める時は会長が召集する。

第6章 専門部

- 第27条 本会の会務を処理し、事業推進を図るため専門部をおくことができる。
- 第28条 専門部の設置・廃止は理事会で承認し、部長を1名置く。
- 第29条 部長は各部員から選出し、理事会で承認する。
- 第30条 部員は会員から選出し、各専門部で承認し、理事会に報告する。
- 第31条 部員の任期は、原則、役員改選年から次期役員改選年の2年とし、ただし、再任をさまたげない。
2 部員の補充は各専門部で行うことができる。ただし、理事会へ報告する。

第7章 地区組織

- 第32条 本会の会務を処理し、事業推進を図るため地区組織をおくことができる。
- 第33条 地区組織の名称は支部とし、支部長を1名置く。

- 第34条 支部長は地区組織から選出し理事会の承認を得なければならない。

第8章 会 計

- 第35条 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金を以ってあてる。
- 第36条 本会の入会金、会費は総会で決める。ただし、会費に福岡県歯科保険医新聞の購読料を含む。
〈会員区分〉
①一般会員（開業医、勤務医等を含む）
②減額会員（満75歳以上、共済加入、「月刊保団連」、全国紙、協会紙の送付のみ）
③家族会員〈同一医療機関において、一般会員の配偶者、直系の父母・子・兄弟姉妹・祖父母・孫（満75歳未満に限る）が対象。減額会員である場合は家族会員の申請は不可、共済加入、「月刊保団連」、全国紙、協会紙の送付のみ〉
〈会費〉
①一般会員 5,000円/月
②減額会員 2,500円/月
③家族会員 3,800円/月

- 第37条 本会の財産は理事会が管理する。

- 第38条 本会に納入済の会費は返却しない。

- 第39条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終る。

第8章 事務局

- 第40条 本会に事務局を置く。
事務局員の任免、給与、その他必要な事柄は理事会で決める。

附 則

- 規則に関する諸規定は理事会で定める。
- 本会は、全国保険医団体連合会に加盟している。
- 準会員の範囲は下記の範囲とする。
①福岡県保険医協会の会員
②福岡県歯科保険医協会・福岡県保険医協会の事務局員
③その他、協会活動に貢献があり、理事会が認めた者。
- この規則は議決の日から施行する。
昭和54年4月14日 議 定
昭和56年4月11日 一部改訂
昭和63年4月23日 一部改訂
平成12年4月22日 一部改訂
平成14年4月20日 一部改訂
平成16年4月24日 一部改訂
平成27年5月30日 一部改訂
平成28年5月28日 一部改訂
令和 2年5月30日 一部改訂
令和 7年5月24日 一部改訂